衆議院法務委員会ニュース

【第211回国会】令和5年4月19日(水)、第11回の委員会が開かれました。

- 1 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理 に関する特例法の一部を改正する法律案(内閣提出第48号)
 - ・齋藤法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

(質疑者) 宮崎政久君(自民)、山下貴司君(自民)、鈴木庸介君(立憲)、中川正春君(立憲)、山田勝彦君(立憲)、米山隆一君(立憲)、寺田学君(立憲)、阿部弘樹君(維新)、漆間譲司君(維新)、沢田良君(維新)、鈴木義弘君(国民)、本村伸子君(共産)

(質疑者及び主な質疑事項)

宮崎政久君 (自民)

- (1) 退去強制手続
 - ア 退去強制事由に該当する者全員が退去強制手続の対象となるか否かの確認
 - イ 出国命令の対象となる者は出国するまでの間収容されないことの確認
 - ウ 出国命令の対象となる者の要件
 - エ 退去強制事由該当者のうち出国命令の対象となった者の割合
 - オ 本法案における出国命令制度の改正内容
 - カ 本法案の成立後に見込まれる上記エの数値
 - キ 本法案により退去強制手続の迅速化が進むことの確認
- (2) 監理措置制度
 - ア 監理措置制度の創設が必要となる現行法下の課題
 - イ 現行の仮放免制度において多数の逃亡者を出す身元保証人がいる理由
 - ウ 上記イのような身元保証人が監理人に就任することの可否
 - エ 監理人の担い手として想定される者
 - オ 監理人は支援者の立場で本人の監視を行うことになるとの意見に対する出入国在留管理庁の見解
 - カ 主任審査官の運用次第で監理人が全件報告を求められる可能性があるとの意見に対する出入国在 留管理庁の見解
 - キ 監理措置制度についての誤解を解消するために説明を行う必要性
- (3) 入管行政における裁量を合理的な範囲にとどめるために本法案においてなされている配慮の内容
- (4) 国際標準を満たさないとの批判もある中で本法案の持つ意義に対する法務大臣の見解
- (5) 本法案の成立に向けた法務大臣の意気込み

山下貴司君(自民)

- (1) 名古屋出入国在留管理局における被収容者死亡事案
 - ア 本法案が施行されていれば当該事案を防ぐことができたか否かについての法務大臣の見解
 - イ 監理措置制度の創設が当該事案の再発防止につながることの確認
 - ウ 健康上の理由による仮放免請求の判断を行うに当たり医師の意見を聞くとすることによりどのように当該事案の再発防止につながるかの確認
 - エ 当該被収容者が体調不良を訴えた令和3年1月中旬以降の医療措置及び体調の把握状況
 - オ 体調不良を訴えた1月中旬以前の当該被収容者の体調
 - カ 1月20日の時点における当該被収容者の急激な体重減少についての把握状況
 - キ 当該被収容者の痩せ願望の有無及び運動等の有無
 - ク 体調不良を訴えた1月中旬以降に医師による診察が行われた回数

- ケ 本法案で常勤医師の兼業要件を緩和することが当該事案の再発防止につながる理由
- コ 2月23日の当該被収容者の体調不良の訴えにもかかわらず病院に連れていかなかった理由
- サ 2月22日の時点における医師の診断による緊急搬送の指示の有無
- シ 当該被収容者に対して職員が不適切発言を行った理由
- ス 当該被収容者の体重及び介助していた職員の体格
- セ 当該被収容者を介助した女性職員が腰に負担を感じていたことの確認
- (2) 送還停止効の例外規定の創設が難民条約及びその他の人権諸条約に違反するか否かについての外務 省の見解
- (3) 難民該当性の判断は出入国在留管理庁ではなく第三者機関が行うべきとの指摘に対する同庁の見解
- (4) 本年4月13日の本会議において言及のあった難民不認定処分を受け強制送還されたクルド人がトルコへの送還後に政治的迫害によって殺害されたか否かの確認
- (5) 本法案の成立に向けた法務大臣の決意

鈴木庸介君(立憲)

- (1) 本法案により入管行政の裁量が拡大するとの指摘に対する法務大臣の見解
- (2) 入管行政に第三者機関が客観的な判断を下す仕組みを導入する必要があるとの指摘に対する法務大 臣の見解
- (3) 送還停止効の例外
 - ア 提出により送還が停止される「相当の理由がある資料」の該当性の判断基準
 - イ 上記アの判断を行う者
 - ウ 地方局が行う上記アの判断への出入国在留管理庁本庁による関与の有無
 - エ 上記アの判断基準の具体的内容
 - オ 難民認定申請者から何らかの資料が提出された場合は送還できないとの考えに対する出入国在留 管理庁の見解
 - カ 「相当の理由がある資料」の提出に際し難民認定申請者が意見を述べる機会の有無
 - キ 上記アの判断に対する難民認定申請者からの不服申立ての可否
 - ク 上記アの判断に対する難民認定申請者からの裁判の提起の可否
 - ケ 難民認定申請者は「相当の理由がある資料」の提出に際して意見を述べる機会がなく上記アの判断に対して不服申立てはできないがどのタイミングかは別として訴訟が可能であることの確認
 - コ 難民認定手続において申請者が意見を述べることのできる場面
 - サ 3年以上の実刑を受けた者の中に難民認定され得る者が存在するか否かの確認
 - シ 入管法におけるテロリストの定義
- (4) 監理措置制度
 - ア 監理措置と現行法上の仮放免との違い
 - イ 収容されている者が監理人のなり手を探す方法
 - ウ 適法な行為を期待できない場合もあり得る親族が監理人となる場合に当該監理人に過料を科すこ との妥当性
 - エ 被監理者の希望した監理人が選定されない可能性の有無及び監理人の欠格事由
 - オ 出入国在留管理庁長官が監理人に提供することとされる「必要な情報」の具体的内容
 - カ 出入国在留管理庁長官が監理人に行うこととされる「その他の援助」の具体的内容
 - キ 監理人に対する国費からの報酬の有無
 - ク 主任審査官が事実の調査権に基づき監理人の財産調査を行うことの可否
 - ケ 監理人が生活費支援をしなければ就労のおそれがあるとして被監理者の監理措置が取り消される 可能性
 - コ 国選弁護人のような形で監理人を選任する仕組みの有無

- サ 被監理者に報酬を受ける活動を許可する際の「主任審査官が指定する本邦の公私の機関」の意義
- シ 上記サの指定の流れ
- ス 被監理者が行った場合において監理措置決定を取り消すことができる「収入を伴う事業を運営する活動」の具体的内容
- セ 報酬を受ける活動を許可する基準となる「生計の維持に必要な範囲」の具体的内容
- ソ 収容中に監理措置決定の要否を検討する周期を3か月とした理由
- タ 監理措置の手続に対する行政訴訟の提起の可否
- チ 監理措置制度は監理人任せの制度となっているとの指摘に対する法務大臣の見解

中川正春君(立憲)

- (1) 名古屋出入国在留管理局における被収容者死亡事案
 - ア 当該被収容者が収容された理由
 - イ 本件死亡事案に監理措置制度を適用した場合には同様のケースでは収容されないとの判断になる ことの確認
 - ウ 健康に支障を来した被収容者に対してまず詐病を疑うという入管行政の構造を改める必要性
- (2) 我が国は難民の受入れに消極的であり人権への配慮に欠けるとの批判の要因についての出入国在留 管理庁の見解
- (3) 単純労働者の受入れを名目上認めていないことが不法残留が増加する原因であるとの指摘に対する 法務大臣の見解
- (4) 補完的保護対象者認定制度
 - ア 特定活動の在留資格で受け入れたウクライナ避難民が紛争状態の終了後も引き続き我が国に在留することの可否及び本法案によりウクライナ避難民は補完的保護対象者として認定され定住が可能となることの確認
 - イ ウクライナ以外の国内紛争がある地域への適用の可否
 - ウ 補完的保護対象者の該当性については個々人の事情ではなく当該国の置かれた状況に応じた判断 がなされるか否かの確認
 - エ ウクライナ避難民のみ特別に地域の状況に基づいて受け入れているか否かの確認
 - オ ウクライナ避難民を受け入れた際のルールを基本として一般化したルールを創るべきとの指摘に 対する法務大臣の見解
- (5) 在留特別許可
 - ア 考慮事項の消極要素に比べ積極要素の規定が不明確であるとの指摘に対する出入国在留管理庁の 見解
 - イ 退去強制令書発付後における在留特別許可の再審情願に基づく審査の保障の有無
- (6) 難民認定手続
 - ア 難民該当性判断の手引に示された我が国の認定基準と国際基準との違い及び難民認定手続における手続保障をめぐる諸課題への今後の取組み予定
 - イ 難民認定手続に特化した独立した法律を整備する必要性等についての国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 等からの指摘に対する法務大臣の見解

山田勝彦君(立憲)

- (1) トルコへの送還後に殺害されたクルド人の難民認定申請者
 - ア 当該申請者がトルコで政治犯として拘束された事実の有無
 - イ 当該申請者がトルコで逮捕された事実の有無
 - ウ 当該申請者を殺害した犯人が息子であることが確定したかのような議論を国会で行うことの当否

(2) 入管職員の人権意識

- ア 名古屋出入国在留管理局における被収容者死亡事案について人一人を預かっているという意識が 少しおろそかになっていたとコメントした当時の法務大臣と同様の認識を現在の法務大臣も持って いるか否かの確認
- イ 外国人の効率的・効果的な排除という文言を使用した法務省の通知を訂正する必要性
- (3) 難民認定を行う機関を出入国在留管理庁から独立させた場合に生じる入管行政への支障の内容
- (4) 難民審査請求手続における口頭意見陳述
 - ア 同性愛者であることを理由に迫害を受けているとして難民認定申請をしていたウガンダ人女性に 口頭意見陳述の機会が与えられなかった理由
 - イ 難民審査請求手続における口頭意見陳述を開催しないことができるなどの行政不服審査法の例外 が設けられ特別な裁量が許されている理由
 - ウ 難民認定申請者の人権保護の観点から上記イの例外規定を撤廃して口頭意見陳述の機会を保障する必要性
- (5) 難民認定のための証拠資料
 - ア 収容中の難民認定申請者が証拠資料を収集する方法
 - イ 難民認定申請者の供述が証拠資料となり得ることの確認
 - ウ 難民認定申請者の供述も証拠資料となり得ることを法律やガイドラインに明記する必要性
- (6) 難民審査参与員
 - ア 3人の難民審査参与員全員が難民認定をすべきである旨の意見を提出したものの法務大臣が難民 認定しなかった件数
 - イ 上記アの取扱いの法律上の可否及び当該取扱いとした理由
 - ウ 上記アの取扱いが今後も起こる可能性の有無
 - エ 難民審査参与員の多数意見に法的拘束力を持たせるよう法改正を行う必要性についての法務大臣 の見解
 - オ 難民審査参与員の選任基準
 - カ 現在の難民審査参与員のうち日本弁護士連合会又はUNHCRから推薦を受けて任命された者の 数

米山隆一君(立憲)

送環停止効の例外

- ア 3年以上の実刑に処せられた者を日本の安全にとって危険であるとして一律に送還停止効の例外と することの妥当性及びその理由
- イ 何の実質的判断もせずに3年以上の実刑に処せられた者を一律に送還停止効の例外とすることは難 民条約第33条第2項に違反するとの意見に対する法務大臣の見解
- ウ 工場での適法な争議行為に参加したにすぎない者が送還停止効の例外である入管法第24条第4号ワ(3)の強制退去事由となる暴力主義的破壊活動者等に該当する可能性の有無
- エ ビラ配りをしたにすぎない者を入管法第24条第4号カに該当するとして送還停止効の例外とすることの妥当性
- オ ビラ配りをしたにすぎない者が送還停止効の例外とならないようにするために本法案を修正する必 要性
- カ テロ等の予備行為又はこの実行を容易にする行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由 についての具体的な判断基準及び「相当の理由」の判断が二重になされる構造の妥当性
- キ 上記力の相当の理由のある者を送還停止効の例外とすることの妥当性
- ク 「相当の理由」を二重に判断する構造となっている本法案は不適当であり修正すべきとの意見に対 する法務大臣の見解

- ケ 難民認定申請者が難民審査を受けることなく送還停止効の例外となり送還されうることは難民条約 違反であるとの意見に対する法務大臣の見解
- コ 送還先とならない国を定める改正入管法第53条第3項第1号の例外となる同号括弧書きの「日本国 の利益又は公安を著しく害すると認める場合」の該当性の判断過程及び判断権者
- サ 送還先国の妥当性に関する審査についての規定を本法案を修正して追加する必要性

寺田学君(立憲)

- (1) 監理措置制度
 - ア 収容中の外国人が監理人のなり手を見つける方法
 - イ 監理人となり得る者との関係性を構築する前に収容された外国人への対応策
 - ウ 監理人に適した者の連絡先の当てのない外国人に出入国在留管理庁が候補者を紹介するなどの支援策の検討の有無
- (2) 難民該当性判断の手引
 - ア 難民該当性の要件となる「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」において「お それ」という文言を使う理由
 - イ 「通常人が申請者本人の立場に置かれたならば迫害の恐怖を抱くような客観的な事情が存在する ことが必要」という文言における「通常人」の意義
 - ウ 「通常人」を基準とする理由
 - エ 一般人が恐怖を感じるか否かを判断する方法
 - オ 「一般」の判断基準が我が国における一般の日本人を指すのか難民認定申請者の本国の一般人を 指すのかの確認
 - カ 「通常人が申請者本人の立場に置かれたならば迫害の恐怖を抱くような客観的な事情」の立証責 任を負う者
 - キ 「迫害を受ける抽象的な危険」の意義
 - ク 「迫害を受ける現実的な危険」の意義
 - ケ 「迫害を受ける現実的な危険」が認定されるか否かは危険の可能性の程度の問題であることの確認
 - コ 「迫害を受ける現実的な危険」が認定されるために必要な危険の可能性の程度
 - サ 迫害のおそれがないとは言えない申請者の難民該当性判断の在り方
 - シ 迫害のおそれがないとは言えない場合における難民該当性判断が厳しすぎるとの指摘に対する法 務大臣の見解
 - ス 手引を定期的に見直す必要性
- (3) 3年以上の実刑に処せられた者への送還停止効の例外規定の適用
 - ア 3年以上の実刑に処せられた者であっても一度は難民審査を行うべきとの考えに対する法務大臣 の見解
 - イ 3年以上の実刑に処せられた者が送還先の本国で迫害を受ける可能性の有無
 - ウ 3年以上の実刑に処せられた者について一度は難民審査を行うための法改正の要否及び政治的判断により送還の判断を行うべきとの考えに対する法務大臣の見解
 - エ 3年以上の実刑に処せられた者が送還先の本国で迫害を受ける法律上の可能性
- (4) 一次審査における難民認定申請者の事情聴取において弁護士の立会いを認める必要性

阿部弘樹君 (維新)

- (1) 送還忌避者
 - ア 我が国における不法残留者数

- イ 不法残留者数が最多であった時期及びその人数
- ウ 不法就労者の数
- エ 送還忌避者のうち重大な罪を犯した者の数
- オ 送還忌避者のうち殺人を犯して有罪判決を受けた者が刑に服しているか否かの確認
- カ 被収容者の収容が長期化している原因
- キ 送還忌避者の数が増加している原因
- ク 退去強制を受けて送還される自国民の受入れを拒む国がイラン以外にもあるか否かの確認
- (2) 仮放免中の逃亡が発生する制度的な理由
- (3) 監理措置制度
 - ア 監理措置制度に関する条文が2段階に分かれている理由
 - イ 監理措置制度の内容
 - ウ 監理人が選定されない場合に被収容者の収容が継続するか否かの確認
 - エ 監理人が不在となる場合の具体例
 - オ 監理措置制度の創設により送還忌避問題を回避することができるか否かの確認
 - カ 送還忌避問題の解消を妨げている実際的な原因
- (4) 送還停止効の例外
 - ア 送還停止効の内容
 - イ 3年以上の実刑に処せられた者の送還忌避の実情
 - ウ 在留特別許可制度が以前から存在していたか否かの確認
 - エ ベトナム国籍の者に対する在留特別許可件数が近年突出して増えている理由
 - オ ベトナム国籍の者にのみコロナ禍の影響による帰国困難を理由とする在留特別許可をしていたか 否かの確認
 - カ 日本とベトナムとの間におけるワーキング・ホリデー協定の締結状況
- (5) 補完的保護対象者認定制度
 - ア 補完的保護対象者認定制度創設の意義
 - イ 非友好国の国民も補完的保護対象者となり得るか否かの確認
 - ウ 韓国及び朝鮮籍の者による難民認定申請件数
- (6) 退去命令制度
 - ア 退去命令制度の内容
 - イ 罰則の実効性
 - ウ 罰則の内容
 - エ 罰金刑が確定したがその納付ができない者の処遇
 - オ 退去の命令への違反を繰り返し本国への送還を免れる可能性の有無
 - カ 特定国籍の者による送還妨害に対するマニュアルを採用している国の有無
 - キ イラン以外で自国民の被送還者の入国を拒む国の有無
 - ク 過去にトルコにおいて自国民の被送還者の入国を拒んでいた事実の有無
 - ケ 自国民の被送還者の入国を拒んでいる国からの我が国への入国を制限することの可否
 - コ 帰国意思のないイラン人を送還する手段はないことの確認
 - サ 上記コの状況下でイラン人の入国が続けばイラン人滞在者が増加する一方となるとの考えに対す る出入国在留管理庁の見解
 - シ 自国民の被送還者の入国を拒む国が存在するという問題の解決に向けた外交努力の必要性
- (7) 難民条約の内容
- (8) 朝鮮半島有事や台湾有事等の発生時に想定される多数の避難民の受入れへの対応の可否
- (9) 本法案の意義及び成立に向けた法務大臣の意気込み

漆間譲司君(維新)

- (1) 本法案における出入国在留管理庁の裁量的判断の透明性を高める仕組みの有無
- (2) 国連自由権規約委員会からの勧告
 - ア 日本の出入国管理制度におけるノン・ルフールマン原則の担保の方法
 - イ ノン・ルフールマン原則の遵守を求める勧告に日本が十分に対応していることについての出入国 在留管理庁の認識
 - ウ ノン・ルフールマン原則の遵守に関して諸外国が国連自由権規約委員会から受けた勧告の内容
 - エ 日本の入管行政に関して国連自由権規約委員会から一定の評価を受けたものの内容
 - オ 収容施設における処遇改善を求める勧告への対応状況
- (3) 仮放免中における逃亡事案
 - ア 令和4年度末時点の仮放免中の逃亡者が令和3年度末時点から倍増した理由及び新型コロナウイルス感染症対策との関係
 - イ 感染症の発生時における収容施設の密の回避と逃亡防止の両立策
- (4) 令和3年に入管法改正案が成立していれば防止することができた仮放免中の者による犯罪の有無及 びその具体例
- (5) 監理措置制度及び仮放免制度
 - ア 仮放免制度を見直すこととした趣旨
 - イ 現行の仮放免制度における不許可理由を通知する運用の有無
 - ウ 監理措置の請求が認められなかった場合における理由の通知の有無
 - エ 上記ウの場合において通知する理由の具体性の程度

沢田良君(維新)

- (1) 入管法と国際法との関係
 - ア 自由権規約が規定する権利及び禁止行為の内容、第9条1及び4の内容並びに逮捕又は抑留に対 する事前の司法審査の規定の有無
 - イ 我が国の入管法による収容が自由権規約第9条に違反するか否かについての出入国在留管理庁の 見解
 - ウ 自由権規約委員会の勧告の規範性及び対象国における法的拘束力の有無
 - エ 我が国と同様に法律上の収容期間に上限を設けていない諸外国で国連自由権規約委員会から指摘 を受けた国及びそれに対する対応状況
- (2) 我が国の入管収容施設における平均収容期間
- (3) 入国警備官に係る人件費
- (4) 国会議員の調査研究広報滞在費の使途公開等の問題に対する法務大臣の見解

鈴木義弘君 (国民)

- (1) 難民認定制度
 - ア 難民認定申請者が所持している旅券の発給国に対する難民認定申請に係る事実照会の有無
 - イ 旅券を所持していないと主張する難民認定申請者の供述に係る信憑性の確認方法
 - ウ 難民条約にいう「特定の社会的集団の構成員」の具体例
 - エ 男尊女卑の国における女性が「特定の社会的集団の構成員」に該当し得るか否かの確認
 - オ 外国のマフィア等の構成員が「特定の社会的集団の構成員」に該当し得るか否かの確認
 - カ 迫害の判断を通常人を基準として行うことについての出入国在留管理庁の見解
 - キ 日本で難民認定されず本国へ送還された後に迫害を受けた事例の件数
 - ク 難民認定者の就労の条件の有無並びに国民健康保険及び生活保護の対象となるか否かの確認

- (2) 退去強制の意義
- (3) 水際対策
 - ア 偽造旅券で入国したことのある者が再入国時において難民認定申請が可能か否か及び退去強制事 由に当たるか否かの確認
 - イ 送還忌避者の国籍国への働きかけの状況
 - ウ 令和6年から運用が開始される航空機における相互事前旅客情報システムと同様の仕組みの船舶 における導入の有無
 - エ 電子渡航認証制度の導入を含む入国審査手続の強化に向けた検討状況
- (4) 留学生が資格外活動や逃亡をした場合に出入国在留管理庁が在籍校に対して行う指導等の内容
- (5) 送環停止効の例外
 - ア 送還忌避目的の難民認定申請の誤用・濫用事案に対する本法案の効果
 - イ 難民認定申請の際に提出された資料が送還停止効の例外ではなくなる相当の理由がある資料か否 かの確認方法

本村伸子君 (共産)

- (1) 送還停止効の例外
 - ア 3回目の難民認定申請を行った後に難民認定された4件の事案の概要
 - イ 3回目以降の難民認定申請者の中にも保護すべき者がいるとの指摘に対する法務大臣の認識
 - ウ 当該規定が保護すべき外国人に命の危機を生じさせる可能性
- (2) 同性愛者であるウガンダ人女性が裁判により難民認定をされた事案
 - ア ウガンダにおける同性愛者を対象とした諸制度に関する情報収集の取組状況
 - イ 難民認定手続の段階で認定しなかった理由
 - ウ 上記イの段階では正確な判断ができなかったことの確認
 - エ 現状の調査手法でノン・ルフールマン原則が保証されるか否かについての出入国在留管理庁の見解
- (3) 諸外国と比べてトルコ国籍のクルド人に対する我が国の難民認定率が低く難民認定者数が少ない理由
- (4) クルド語を話すと暴力を振るわれる状況にある者に対して何らかの救済を図る必要性
- (5) 送還先国が迫害を受けるおそれのある国に該当するかどうかの審査については日本弁護士連合会、 UNHCR及び支援団体から意見を聴取する特別な手続を設ける必要性
- (6) 裁判で難民認定されるケースがあることを踏まえて難民審査の在り方について十分検証する必要性
- (7) 監理措置制度
 - ア 監理人を確保するための方策
 - イ 監理人の要件
 - ウ 監理人が退去計画の進捗状況に関して情報提供を強いられる可能性
 - エ 監理人として不適切な者が選任されるおそれの有無